

議案第 1 号

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 6 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

令和 6 年の人事院勧告を受け、本町においても国家公務員に準じた措置を講じるため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「「100分の68.75」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と」を加える。

第19条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
1		183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
2		184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
3		185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
4		186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
5		188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
6		189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
7		191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
8		192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
9		194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
10		196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
11		197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
12		199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
13		201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
14		202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900

15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100

48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500

81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400			
95		299, 700	347, 800			
96		300, 100	348, 200			
97		300, 300	348, 400			
98		300, 600	348, 800			
99		301, 000	349, 200			
100		301, 400	349, 500			
101		301, 600	349, 800			
102		301, 900	350, 200			
103		302, 200	350, 600			
104		302, 500	351, 000			
105		302, 700	351, 500			
106		303, 000	351, 900			
107		303, 300	352, 300			
108		303, 600	352, 700			
109		303, 800	353, 200			
110		304, 200	353, 600			
111		304, 600	353, 900			
112		304, 900	354, 200			
113		305, 100	354, 700			

	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

第2条 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第5項中「同項」を「同項前段」に、「特に良好である」を「特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号」を削り、「10,000円」を「13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第10条第1項第1号中「道路(以下この項から第3項まで)」を「道路(以下この条)」に改め、同条第2項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を「第1号に定める額又は前号に定める額」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「特別急行列車」を「新幹線鉄道」に、「(第1号及び次項」を「(第1号、次項及び第5項」に、「特別急行列車等」を「新幹線鉄道等」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

第10条第4項中「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)」第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き」を「新たに」に、「特別急行列車等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「新幹線鉄道等」に改め、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項中「地公労法第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第16条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第17条第2項中「第9条の2」を「第8条」に改める。

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

第19条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2

号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 給号	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
務職	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
員以	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
職員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700

25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700

58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			

91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			
98		300, 600	350, 200			
99		301, 000	350, 600			
100		301, 400	351, 000			
101		301, 600	351, 500			
102		301, 900	351, 900			
103		302, 200	352, 300			
104		302, 500	352, 700			
105		302, 700	353, 200			
106		303, 000	353, 600			
107		303, 300	353, 900			
108		303, 600	354, 200			
109		303, 800	354, 700			
110		304, 200				
111		304, 600				
112		304, 900				
113		305, 100				
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				
119		306, 700				
120		307, 000				
121		307, 400				
122		307, 600				
123		307, 900				

	124		308, 200				
	125		308, 500				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年嘉島町条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「第9条の2」を「第8条」に改める。

附則第6条中「、第4条の2」を削る。

(町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和30年嘉島村条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第5条 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第6条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年嘉島村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第7条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改める。

(議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年嘉島村条例第22

号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

第9条 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改める。

(嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第10条 嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年嘉島町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第15条の2の見出しを「(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)」に改める。

第24条の2の見出しを「(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400
11	197,800	244,800
12	199,400	246,200
13	201,000	247,400
14	202,700	248,600
15	204,400	249,800

16	206, 100	251, 000
17	207, 400	252, 100
18	209, 000	253, 200
19	210, 600	254, 300
20	212, 100	255, 400
21	213, 600	256, 400
22	215, 200	257, 400
23	216, 800	258, 400
24	218, 400	259, 400
25	220, 000	260, 400
26	221, 700	261, 300
27	223, 000	262, 200
28	224, 300	263, 100
29	225, 600	263, 900
30	226, 700	264, 700
31	227, 800	265, 500
32	228, 900	266, 300
33	230, 000	267, 000
34	231, 100	267, 800
35	232, 200	268, 600
36	233, 300	269, 300
37	234, 400	270, 000
38	235, 400	270, 800
39	236, 400	271, 600
40	237, 300	272, 300
41	238, 200	273, 000
42	239, 100	273, 800
43	239, 900	274, 600
44	240, 700	275, 300
45	241, 400	276, 000
46	242, 000	276, 700
47	242, 600	277, 400
48	243, 200	278, 100
49	243, 800	278, 800
50	244, 400	279, 500

51	245, 000	280, 200
52	245, 500	280, 900
53	246, 000	281, 500
54	246, 400	282, 200
55	246, 700	282, 800
56	247, 000	283, 500
57	247, 300	284, 100
58	247, 600	284, 800
59	247, 900	285, 400
60	248, 200	286, 100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第 31 条に規定する会計年度任用職員を除く。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 7 条及び第 9 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定による改正後の嘉島町一般職の職員の給与に関する条例（次条において「第 1 条改正後給与条例」という。）の規定及び第 10 条の規定による改正後の嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後会計年度給与条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

第 2 条 第 1 条改正後給与条例又は改正後会計年度給与条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の嘉島町一般職の職員の給与に関する条例又は第 10 条の規定による改正前の嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第 1 条改正後給与条例又は改正後会計年度給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第 3 条 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において嘉島町一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表においての切替日における号給（同条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受

けていた号給（同表において「旧号給」という。その者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは

「（5） 重度心身障害者

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第6条 第2条改正後給与条例第10条第4項及び第10条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（その他の経過措置の規則への委任）

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第3条関係）

行政職給料表の行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1

9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31

44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66

79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

(第1条) 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(期末手当) 第18条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。 4～6 （略） (勤勉手当) 第19条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、	(期末手当) 第18条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と</u>する。 4～6 （略） (勤勉手当) 第19条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職

又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。))において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75

を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再1		162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
任用2		163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
短時3		164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
間勤4		165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
務職5		166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500

し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。))において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得

た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再1		183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
任用2		184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
短時3		185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
間勤4		186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
務職5		188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200

員以6	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>	<u>248,000</u>	<u>279,500</u>	<u>305,000</u>	<u>333,500</u>
外の7	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>306,600</u>	<u>335,400</u>
職員8	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>	<u>250,900</u>	<u>283,100</u>	<u>308,200</u>	<u>337,300</u>
9	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	<u>309,800</u>	<u>339,200</u>
10	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	<u>312,000</u>	<u>341,200</u>
11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	<u>314,200</u>	<u>343,200</u>
12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	<u>256,200</u>	<u>290,300</u>	<u>316,200</u>	<u>345,200</u>
13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>	<u>257,500</u>	<u>292,100</u>	<u>318,200</u>	<u>347,000</u>
14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>	<u>258,700</u>	<u>293,700</u>	<u>320,200</u>	<u>349,000</u>
15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>	<u>259,900</u>	<u>295,100</u>	<u>322,100</u>	<u>350,900</u>
16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>	<u>261,100</u>	<u>296,500</u>	<u>324,000</u>	<u>352,800</u>
17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>	<u>262,300</u>	<u>298,000</u>	<u>325,900</u>	<u>354,500</u>
18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>	<u>263,600</u>	<u>300,000</u>	<u>327,900</u>	<u>356,500</u>
19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>	<u>329,800</u>	<u>358,300</u>
20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	<u>266,200</u>	<u>303,800</u>	<u>331,700</u>	<u>360,200</u>
21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	<u>267,600</u>	<u>305,500</u>	<u>333,400</u>	<u>362,100</u>
22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	<u>335,400</u>	<u>364,000</u>
23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	<u>337,400</u>	<u>365,900</u>
24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	<u>339,300</u>	<u>367,800</u>
25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>

員以6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>
外の7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>
職員8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>
9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>
10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>
11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>
12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>
13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>
14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>
15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>
16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>
17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>
18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>
19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>
20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>
21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>
22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>
23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>
24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>

<u>26</u>	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>
<u>27</u>	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>
<u>28</u>	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>
<u>29</u>	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>
<u>30</u>	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>
<u>31</u>	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>
<u>32</u>	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>
<u>33</u>	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>
<u>34</u>	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>
<u>35</u>	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>
<u>36</u>	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>
<u>37</u>	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>
<u>38</u>	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>
<u>39</u>	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>
<u>40</u>	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>
<u>41</u>	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>
<u>42</u>	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>
<u>43</u>	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>
<u>44</u>	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>
<u>45</u>	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>

<u>26</u>	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>
<u>27</u>	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>
<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>
<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>
<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>
<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>
<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>
<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>

<u>46</u>	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>
<u>47</u>	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>
<u>48</u>	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>
<u>49</u>	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>
<u>50</u>	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>
<u>51</u>	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>
<u>52</u>	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>
<u>53</u>	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>
<u>54</u>	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>
<u>55</u>	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>
<u>56</u>	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>
<u>57</u>	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>
<u>58</u>	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>
<u>59</u>	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>
<u>60</u>	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>
<u>61</u>	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>
<u>62</u>	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>
<u>63</u>	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>
<u>64</u>	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>
<u>65</u>	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>

<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>
<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>
<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>
<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>
<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>
<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>
<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>
<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>
<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>
<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>
<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>
<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>
<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>
<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>
<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>
<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>
<u>62</u>	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>
<u>63</u>	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>
<u>64</u>	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>
<u>65</u>	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>

<u>66</u>	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>
<u>67</u>	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>
<u>68</u>	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>
<u>69</u>	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>
<u>70</u>	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>
<u>71</u>	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>
<u>72</u>	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>
<u>73</u>	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>
<u>74</u>	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>
<u>75</u>	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>
<u>76</u>	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>
<u>77</u>	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>
<u>78</u>	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>
<u>79</u>	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>
<u>80</u>	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>
<u>81</u>	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>
<u>82</u>	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>
<u>83</u>	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>
<u>84</u>	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>
<u>85</u>	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>

<u>66</u>	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>
<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>
<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>
<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>
<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>
<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>
<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>
<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>
<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>
<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>
<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>
<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>
<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>
<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>
<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>
<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>
<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>
<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>
<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>
<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>

<u>86</u>	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>
<u>87</u>	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>
<u>88</u>	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>
<u>89</u>	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>
<u>90</u>	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>
<u>91</u>	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>
<u>92</u>	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>
<u>93</u>	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>
<u>94</u>		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>		
<u>95</u>		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>		
<u>96</u>		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>		
<u>97</u>		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>		
<u>98</u>		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>		
<u>99</u>		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>		
<u>100</u>		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>		
<u>101</u>		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>		
<u>102</u>		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>		
<u>103</u>		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>		
<u>104</u>		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>		
<u>105</u>		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>		

<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>
<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>
<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>
<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>
<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>
<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>
<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>
<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>
<u>94</u>		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>		
<u>95</u>		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>		
<u>96</u>		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>		
<u>97</u>		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>		
<u>98</u>		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>		
<u>99</u>		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>		
<u>100</u>		<u>301,400</u>	<u>349,500</u>		
<u>101</u>		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>		
<u>102</u>		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>		
<u>103</u>		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>		
<u>104</u>		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>		
<u>105</u>		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>		

<u>106</u>	<u>299,600</u>	<u>348,200</u>			
<u>107</u>	<u>300,000</u>	<u>348,600</u>			
<u>108</u>	<u>300,300</u>	<u>349,000</u>			
<u>109</u>	<u>300,500</u>	<u>349,500</u>			
<u>110</u>	<u>300,900</u>	<u>349,900</u>			
<u>111</u>	<u>301,300</u>	<u>350,200</u>			
<u>112</u>	<u>301,600</u>	<u>350,500</u>			
<u>113</u>	<u>301,800</u>	<u>351,000</u>			
<u>114</u>	<u>302,000</u>				
<u>115</u>	<u>302,300</u>				
<u>116</u>	<u>302,700</u>				
<u>117</u>	<u>302,900</u>				
<u>118</u>	<u>303,100</u>				
<u>119</u>	<u>303,400</u>				
<u>120</u>	<u>303,700</u>				
<u>121</u>	<u>304,100</u>				
<u>122</u>	<u>304,300</u>				
<u>123</u>	<u>304,600</u>				
<u>124</u>	<u>304,900</u>				
<u>125</u>	<u>305,200</u>				

<u>106</u>	<u>303,000</u>	<u>351,900</u>			
<u>107</u>	<u>303,300</u>	<u>352,300</u>			
<u>108</u>	<u>303,600</u>	<u>352,700</u>			
<u>109</u>	<u>303,800</u>	<u>353,200</u>			
<u>110</u>	<u>304,200</u>	<u>353,600</u>			
<u>111</u>	<u>304,600</u>	<u>353,900</u>			
<u>112</u>	<u>304,900</u>	<u>354,200</u>			
<u>113</u>	<u>305,100</u>	<u>354,700</u>			
<u>114</u>	<u>305,300</u>				
<u>115</u>	<u>305,600</u>				
<u>116</u>	<u>306,000</u>				
<u>117</u>	<u>306,200</u>				
<u>118</u>	<u>306,400</u>				
<u>119</u>	<u>306,700</u>				
<u>120</u>	<u>307,000</u>				
<u>121</u>	<u>307,400</u>				
<u>122</u>	<u>307,600</u>				
<u>123</u>	<u>307,900</u>				
<u>124</u>	<u>308,200</u>				
<u>125</u>	<u>308,500</u>				

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 22 条に規定する職員を除く。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

(第2条) 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(昇格及び昇給の基準) 第4条 （略） 2・3 （略） 4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で<u>勤務した</u>職員 の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 55歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の第3項の規定による昇給は、<u>同項</u>に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は<u>特に良好である</u>場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 6～8 （略） <u>(扶養手当)</u> 第8条 （略） 2 <u>前項の扶養親族とは</u>、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているものを<u>いう</u>。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を</u>	(昇格及び昇給の基準) 第4条 （略） 2・3 （略） 4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で<u>勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない</u>職員 の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 55歳に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の第3項の規定による昇給は、<u>同項前段</u>に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は<u>特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない</u>場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。 6～8 （略） <u>(扶養手当)</u> 第8条 （略） 2 <u>扶養手当の支給については</u>、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているものを<u>扶養親族とする</u>。

含む。以下同じ。)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号_____に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条 削除

又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第9条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者 _____ が居住するための住宅(規定による有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもののとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用し

(住居手当)

第9条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略)

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(規定による有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもののとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しな

ないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期

いで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2) (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

間の月数を乗じて得た額)

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)から通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項 _____ において「特別急行列車等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。)

_____を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) (略)

- 4 前項の規定は、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)第3条第4号に規定する職員のうち地方公営企業に勤務する職員及び単純な労務に雇用される職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

(2) (略)

- 4 前項の規定は、新たに

給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等
を利用
し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職

第16条の2 第7条の2第1項の規定に基づく規則で定める管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第7条の2第1項の規定に基づく規則で定める管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間_____であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第16条の2 第7条の2第1項の規定に基づく規則で定める管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第7条の2第1項の規定に基づく規則で定める管理又は監督の地位にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の_____午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額_____

(2) (略)

4 (略)

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第17条 (略)

- 2 第3条第4項、第4条及び第7条の2から第9条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第18条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該

第17条 (略)

- 2 第3条第4項、第4条及び第7条の2から第8条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第18条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第19条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該

職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再1		183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
任用2		184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
短時3		185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
間勤4		186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
務職5		188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200

職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105

を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50

を乗じて得た額の

総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円
前再1		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
任用2		184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
短時3		185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
間勤4		186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
務職5		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700

員以6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	員以6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
外の7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	外の7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
職員8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	職員8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100

26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400

46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700

66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	

86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	347,400			94		299,400	348,800			
95		299,700	347,800			95		299,700	349,200			
96		300,100	348,200			96		300,100	349,500			
97		300,300	348,400			97		300,300	349,800			
98		300,600	348,800			98		300,600	350,200			
99		301,000	349,200			99		301,000	350,600			
100		301,400	349,500			100		301,400	351,000			
101		301,600	349,800			101		301,600	351,500			
102		301,900	350,200			102		301,900	351,900			
103		302,200	350,600			103		302,200	352,300			
104		302,500	351,000			104		302,500	352,700			
105		302,700	351,500			105		302,700	353,200			

106	303,000	351,900					106	303,000	353,600				
107	303,300	352,300					107	303,300	353,900				
108	303,600	352,700					108	303,600	354,200				
109	303,800	353,200					109	303,800	354,700				
110	304,200	353,600					110	304,200					
111	304,600	353,900					111	304,600					
112	304,900	354,200					112	304,900					
113	305,100	354,700					113	305,100					
114	305,300						114	305,300					
115	305,600						115	305,600					
116	306,000						116	306,000					
117	306,200						117	306,200					
118	306,400						118	306,400					
119	306,700						119	306,700					
120	307,000						120	307,000					
121	307,400						121	307,400					
122	307,600						122	307,600					
123	307,900						123	307,900					
124	308,200						124	308,200					
125	308,500						125	308,500					

定年		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	定年		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
前再		円	円	円	円	円	円	前再		円	円	円	円	円	円
任用								任用							
短時		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	短時		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600
間勤								間勤							
務職								務職							
員								員							

(第3条) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年嘉島町条例第26号)新旧対照表

現行	改正後（案）
附 則 （嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第5条 1～6（略） 7 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例第3条第4項、第4条及び第7条の2から第9条の2までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8（略） （嘉島町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置） 第6条 嘉島町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条、第4条の2及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附 則 （嘉島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第5条 1～6（略） 7 嘉島町一般職の職員の給与に関する条例第3条第4項、第4条及び第7条の2から第8条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8（略） （嘉島町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置） 第6条 嘉島町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(第4条関係) 町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和30年嘉島村条例第27号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(通勤手当及び期末手当の額等) 第4条 町長等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。	(通勤手当及び期末手当の額等) 第4条 町長等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。

(第5条関係) 町長等の給与及び旅費に関する条例(昭和30年嘉島村条例第27号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(通勤手当及び期末手当の額等) 第4条 町長等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。	(通勤手当及び期末手当の額等) 第4条 町長等の通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。

(第6条関係) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年嘉島村条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(通勤手当及び期末手当の額等) 第4条 通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。	(通勤手当及び期末手当の額等) 第4条 通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。

(第7条関係) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和31年嘉島村条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(通勤手当及び期末手当の額等) 第4条 通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。	(通勤手当及び期末手当の額等) 第4条 通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。

(第8条関係) 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年嘉島村条例第22号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。

(第9条関係) 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年嘉島村条例第22号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 前項の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例(昭和30年嘉島村条例第12号)第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とし、同条第5項において、規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。

(第10条) 嘉島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年嘉島町条例第18号)新旧対照表

第15条第2項第1号の勤勉手当に規定する第15条第2項第1号の給料対照表

現行	改正後（案）

</

<u>11</u>	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>
<u>12</u>	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>
<u>13</u>	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>
<u>14</u>	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>
<u>15</u>	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>
<u>16</u>	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>
<u>17</u>	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>
<u>18</u>	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>
<u>19</u>	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>
<u>20</u>	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>
<u>21</u>	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>
<u>22</u>	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>
<u>23</u>	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>
<u>24</u>	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>
<u>25</u>	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>
<u>26</u>	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>
<u>27</u>	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>
<u>28</u>	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>
<u>29</u>	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>
<u>30</u>	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>
<u>31</u>	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>
<u>32</u>	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>
<u>33</u>	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>

<u>11</u>	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>
<u>12</u>	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>
<u>13</u>	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>
<u>14</u>	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>
<u>15</u>	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>
<u>16</u>	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>
<u>17</u>	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>
<u>18</u>	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>
<u>19</u>	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>
<u>20</u>	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>
<u>21</u>	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>
<u>22</u>	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>
<u>23</u>	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>
<u>24</u>	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>
<u>25</u>	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>
<u>26</u>	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>
<u>27</u>	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>
<u>28</u>	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>
<u>29</u>	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>
<u>30</u>	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>
<u>31</u>	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>
<u>32</u>	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>
<u>33</u>	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>

<u>34</u>	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>
<u>35</u>	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>
<u>36</u>	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>
<u>37</u>	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>
<u>38</u>	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>
<u>39</u>	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>
<u>40</u>	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>
<u>41</u>	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>
<u>42</u>	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>
<u>43</u>	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>
<u>44</u>	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>
<u>45</u>	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>
<u>46</u>	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>
<u>47</u>	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>
<u>48</u>	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>
<u>49</u>	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>
<u>50</u>	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>
<u>51</u>	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>
<u>52</u>	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>
<u>53</u>	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>
<u>54</u>	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>
<u>55</u>	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>
<u>56</u>	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>

<u>34</u>	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>
<u>35</u>	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>
<u>36</u>	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>
<u>37</u>	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>
<u>38</u>	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>
<u>39</u>	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>
<u>40</u>	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>
<u>41</u>	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>
<u>42</u>	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>
<u>43</u>	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>
<u>44</u>	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>
<u>45</u>	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>
<u>46</u>	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>
<u>47</u>	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>
<u>48</u>	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>
<u>49</u>	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>
<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>
<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>
<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>
<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>
<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>
<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>
<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>

<u>57</u>	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>
<u>58</u>	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>
<u>59</u>	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>
<u>60</u>	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第31条に規定する会計年度任用職員を除く。

<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>
<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>
<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>
<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第31条に規定する会計年度任用職員を除く。